

## 気象警報発令・交通機関運休等が発表された場合の対応について

### 1. 気象警報発令時の措置について

京都市または京都府南部（京都市を含む）に『特別警報』『暴風警報』『暴風雪警報』のいずれかが発令されている場合

- A. 午前6時現在において解除された場合は、平常授業を行う。
- B. 午前6時を過ぎて午前8時までに解除された場合は、始業を1時間繰り下げて、午前9時40分 SHR、午前10時より第2限の授業を行う。
- C. 午前8時を過ぎて解除されない場合は、臨時休校とする。

なお、京都市以外から通学している生徒で、その居住地域に『特別警報』『暴風警報』『暴風雪警報』のいずれかが発令されている場合は、自宅待機とする。

また、授業中やクラブ活動中に『特別警報』『暴風警報』『暴風雪警報』のいずれかが発令された場合は、別途指示をする。

### 2. 事前に交通機関運休等が発表されている場合の措置について

- A. 次のいずれかの交通機関において各区内を含む運休または運転見合わせが発表された場合は、授業の開始時間を遅延または休校とする。対応の詳細については別途指示する。

公共交通機関	区間
J R 京都線	京都～大阪
J R 琵琶湖線	京都～野洲
近鉄京都線	京都～大和西大寺
京都市営地下鉄	全区間
京都市営バス	全区間

- B. Aで示された交通機関以外において各区内を含む運休または運転見合わせが発表された場合は、平常通り授業を行うが、この影響による遅刻及び欠席は公欠とする。

なお、授業中やクラブ活動中に上記交通機関において各区内を含む運休または運転見合わせが発表された場合は、別途指示をする。

### 3. 交通機関延着の場合の措置について

常に「5分前行動」を心がけて行動するよう指導しているという観点から「延着証明5分」については原則として認めない。（遅刻扱いとする）

延着があった場合でも、できる限り始業時間に間に合うよう、最大限の努力をすること。特別な理由により、延着がやむを得ぬ場合、遅刻として扱わないこともある。

### 4. 熱中症特別警戒情報（熱中症特別警戒アラート）が発表された場合について

実施予定の全ての教育活動・クラブ活動等を停止して休校とする。

なお、環境省熱中症予防情報サイトに前日14時に発表される情報をもとに Teams 全校生徒チャンネルで休校を指示する

以上